平成２３年（フ）第３５２号
愛知県蒲郡市竹谷町蟹洗１番地２
債務者　西山　信幸
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３５５号
愛知県豊川市一宮町宮前117番地
債務者　小林　玉子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３６３号
愛知県豊橋市中野町字平北28番地の２―２―404
債務者　山内　桂子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６５４号
岡山県玉野市宇野３丁目31番14号
債務者　鳴瀬　正三
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６１号
岡山県倉敷市児島小川１丁目５番29号
債務者　村上　正晃
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９号
岡山県勝田郡勝央町黒土167番地２
債務者　西森　恵里
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第７５号
大分県豊後高田市来縄2462番地３
債務者　小原　りえ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第７６号
大分県宇佐市大字城井665番地の７
債務者　脇山　秀子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６６号
北海道帯広市西６条南39丁目１番15号　ボーディングハウス203
債務者　池ノ谷　稔
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
北海道河東郡音更町柳町北区22番地５　柳町町営団地207号
債務者　小山　正洋
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５３５号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目51番地の９
債務者　宮崎　　彩
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７１号
長崎県佐世保市黒髪町40番６号１Ｆ右、旧住所長崎県佐世保市日宇町2607番地
債務者　岡　富美恵
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７６９号
静岡市駿河区高松２丁目12番24号　アジュール・トレネＢ―102号
債務者　岩﨑　ゆう
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６２号
東京都町田市大蔵町2989番地19
債務者　宇都　　環
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５３４号
東京都狛江市岩戸南２丁目10番７号
債務者　佐藤　敬之
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部